



## 平成19年度の特徴的な消費生活相談の概要

悪質商法から消費者を守る最新情報をお届けします！

### 見守り新鮮情報

発行：内閣府 企画・編集：(社)全国消費生活相談員協会



この見守り新鮮情報は、内閣府が発行しているもので、全国各地で今起きているトラブルを収集・編集し、高齢者・障害者やその家族が問題意識を高めるとともに、それらの方と接する機会が多い周りの方々が普段の活動の中で高齢者・障害者の様子を気にかけて見守る中で、暮らしの中の変化に気付いたら迅速に行動していただけるよう配信しているものです。

見守り



- 平成19年12月中旬頃
- 九州・沖縄地方で



### 見守り新鮮情報 第25号

被害内容

近所で「野菜の販売です。鍋などの日用雑貨も無料で配布中」等と勧誘された。

会場では商品が無料で配られ、最後に

「病気が治る敷きマット6万円を3万5千円で販売。早い者勝ち」と言われ購入。

後日、クーリング・オフのはがきを出すか、

あて先不明で戻り、電話も通じない。

返金してほしい。



- 商品の無料配布を口実に販売目的を隠したまま、高齢者等を会場（空き店舗や団地の一室）に誘い込んでいます。会場では商品を無料で配布し、得た気分させて最後に高額な健康器具、健康食品、布団などを売りつけるSF商法（催眠商法）の手口です。
- このケースではクーリング・オフは可能ですが、業者と連絡が取れないことから返金が難しい状況です。

### ひとこと助言

無料・格安につられないで



「格安」「無料」などと誘われても、安易に会場に近づかないようにしましょう。

### 団地の一室で行われたSF商法

#### 第24号 床下換気扇の不審な訪問点検 平成19年11月中旬頃・中国地方で

<被害内容> 「床下換気扇の点検をします」と、見知らぬ業者が訪問してきた。

「設置業者と違う」と言ったところ、「設置業者は、業務停止処分を受け、大変な状況。モーターを納入している当社が代わりに点検する」と言われた。不審に思い、「点検は明日にして欲しい」と言ったが、約束の時間に来なかった。だまそうとしたのだろうか。

#### <ひとこと助言>

☆契約者名簿を入手した業者が、設置業者の関連会社を装い、点検の名目で訪問したと思われます。点検に応じて、次々と必要のない商品や工事などを契約させられる恐れがあります。不審に思ったら、この事例のように即答せずに、早めに周りの方や消費生活センターに相談しましょう。

☆仮にこのような訪問販売の勧誘を受け、商品を契約させられてしまっても、クーリング・オフで無条件解除ができます。もちろん、年末年始で休日が続いてもクーリング・オフはできます。くわしくは、(社)全国消費生活相談員協会ホームページをご覧ください。→こちら <http://www.zenso.or.jp/>

#### 第23号 高金利をうたい出資金を集める手口 平成19年10月中旬頃・九州・沖縄地方で

<被害内容> 投資セミナーに参加した。「海外に新しく設立する銀行に投資すれば、一年以内に出資金の10倍になる」と勧められた。さらに詳しい説明を求めたが「私を信じてとにかく振り込んでほしい」というばかりであった。

年金への不安もあり、およそ100万円を投資してしまった。信用できるだろうか。

**<ひとこと助言>**

☆低金利や年金への不安などから、老後の蓄えを少しでも有利に運用したいという高齢者の心理につけこみ、「高配当、元本保証」などと言って、「ビジネスへの投資」を名目に、出資金を集める「出資金投資商法」のひとつです。中にはまったく配当がなかったり、業者が経営破たんし、資金の回収が困難なケースもあります。

**第22号 移動販売で買わされた高額な物干し竿** 平成19年9月中旬頃・関東地方で

**<被害内容>** 「物干し竿1本イチ、キュウ、パ」という移動販売の声を聞き、1,980円なら安いと思い呼び止めた。怖い感じの人だったが、すぐに「おばあちゃん、2階の物干し場まで運んであげるよ」と言うので、購入することにした。設置後、19,800円を請求された。怖かったので仕方なく買ったけれども、高過ぎる。

**<ひとこと助言>**

- ☆業者は、まず「安い」と勘違いさせるような呼びかけを行っています。次に、親切心を装い物干し台まで運び、場合によっては竿を物干し台のサイズに合わせて勝手に切り、消費者が業者の言い値で買わざるを得ない状況にしています。また、消費者は領収書等を受け取らずに買わされてしまい、その後業者を特定できず、解約、返金が困難になる場合が多く見受けられます。
- ☆移動販売の売り文句に惑わされず、呼び止めるのは慎重に。また、購入前には必ず物干し竿の価格や材質を確認し、納得がいかなければきっぱりと断りましょう
- ☆ホームセンターや金物店などでも、送料がかかる場合がありますが、購入することができます。

**第21号 申し込んでもいないのに届いた「海外宝くじ」の当選通知** 平成19年10月中旬頃・関東地方で

**<被害内容>** カナダから宝くじの当選通知が届いた。「80万円の小切手を受け取る権利があるので、7日以内に小切手発行承認書を返信するように」とあり、返信しない場合は、「〇〇市の△△さんにこの権利が移る」と個人名まで書いてあった。さらに、小切手を受け取るための費用5,000円はクレジットカード払いとなっていた。信用できるだろうか。

**<ひとこと助言>**

☆あたかも当選金が無条件で受け取れると誤認させるような手紙を送りつけ、実際は、宝くじの購入申し込みなどをさせています。国内で海外宝くじの販売、販売の取次ぎ、授受は刑法187条（富くじ販売等）に触れる恐れがあるので申し込んではいけません。

**第20号 「融資詐欺」で、60万円をだまし取られる** 平成19年10月下旬頃から 中部地方で

**<被害内容>** 大手金融機関の系列会社を装うところから、「年7パーセントで400万円を融資する」というハガキが届いた。利子が安いと思い、融資の申し込みをしたところ、「無担保で融資するには60万円を事前に振り込む必要がある」と言われ、指示通り、ATMから現金を指定の口座に振り込んだ。その後、別の理由でさらに40万円を振り込むように脅されたため、だまされたことに気付いた。

**<ひとこと助言>**

- ☆大手金融機関の系列会社と偽り、融資を装ったダイレクトメールなどを送りつけ、保証金、登録料などの名目で事前にお金を振り込ませる「融資詐欺」の手口です。
- その後の調べで、当該業者は大手金融機関とは無関係であることがわかりました。
- ☆一度お金を振り込んでしまうと、業者が次々と理由を変え、さらにお金を請求してくる危険性があります。絶対に払ってはいけません。疑問に思ったら消費生活センターに相談しましょう。

**全国のどこかで起こる悪質商法のほとんどは愛媛県でも類似の相談がありますので、十分気をつけましょう。**

**「おかしいな」、「困ったな」と思ったら、すぐに家族や地域の身近な人たち、最寄りの市町の相談窓口や県消費生活センターに相談しましょう。**

愛媛県消費生活センター・松山市山越町450番地 愛媛県女性総合センター内  
 相談専用電話：089-925-3700 相談時間：（祝日を除く月～金・9:00～12:00・13:00～16:00）  
 FAX：089-946-5539・E-mail：seikatu-center@pref.ehime.jp  
 ※FAX・E-mail は、24時間受け付けています。  
 ホームページアドレス <http://www.pref.ehime.jp/ecc/index.htm>

# 知っていますか？ 成年後見制度

愛媛県金融広報アドバイザー 木原 道雄

## 1 成年後見制度とは

成年後見制度は、精神上の障害により判断能力不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）の法律行為による意思決定等を代行、支援する制度です。

人は生活していく中で、契約という法律行為に数多くかかわっています。たとえば、パンを買うという行為も売買契約であり、電車やバスに乗る行為も契約です。

判断能力が不十分というだけで、一方的な契約を押し付けられ、不利益を被ることのないように、成年後見制度は、本人が、それまで培ってきたその人らしい生活を続けられるよう、それに合った契約締結等の能力を補う支援をしていくものです。

## 2 成年後見制度の内容

成年後見制度には、判断能力が低下してから利用する**法定後見**と判断能力が低下する前に契約で後見人や、代理する行為等を決めておくことができる**任意後見**があります。

まず、法定後見制度は、判断能力の低下した人に対し、本人、配偶者または4親等以内の親族等が家庭裁判所に後見人等の選任の申立をし、家庭裁判所が能力の程度に応じて後見、保佐、補助という3つの類型の中から審判します。人の判断能力は、千差万別ですが、すべて家庭裁判所が個別に判断していくことは不可能であるので、3つの類型が法律で定められています。

### <法定後見制度>

類型	能力	権限
後見	判断能力が欠けている状態が通常の方	代理権、取消権
保佐	判断能力が著しく不十分な方	同意権、取消権 本人の同意があれば代理権
補助	判断能力が不十分な方	本人の同意があれば、同意権、代理権、取消権

次に任意後見制度は、判断能力が低下する前に後見人や、代理する法律行為の内容を契約で決めておく制度です。

任意後見制度は、任意後見契約に関する法律に基づく契約であり、必ず公正証書により契約され、契約内容も登記されます。したがって、契約の内容は、公的にも証明され、また、法定後見制度と違い、自分が希望する後見人を契約で決めておくことができます。家庭裁判所は、後見監督人の選任をすることで、任意後見人の行為に関与します。しかし、法定後見のような取消権はありません。

## 3 成年後見制度で活用される法律行為

後見制度で活用されている主な法律行為は、以下のとおりです。その他後見人等ができる行為はありますが、詳しくは裁判所等で確認してください。

財産管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 預貯金等の引き出しなど、金融機関での取引</li> <li>● 通帳、実印、権利証の管理</li> <li>● 不動産の売買、賃貸、管理、担保の設定</li> <li>● その他の売買契約</li> <li>● 年金等の手続</li> <li>● 審判後本人がした不必要、不利益な契約の取消</li> </ul>
身上監護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉施設や、在宅介護契約</li> <li>● 病院等の医療契約</li> </ul>
その他の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訴訟等</li> </ul>

## 4 成年後見制度の活用例

成年後見制度は、どのようなときに活用されているのでしょうか。

### (1) 財産管理

本人の近くに親族等がない場合、判断能力が低下してくると、誰にも相談できなくて、単独で不利益な行為をしてしまう可能性があります。そのような時、後見人等を選任し、通帳等の管理や、施設、在宅介護サービス事業者との契約、年金等で費用の捻出が困難な場合には、不動産の売却等、本人の希望する生活ス

タイトルに合うよう後見人等が、代理や、同意をすることができます。

### (2) 悪質商法対策

悪質な訪問販売やリフォーム契約も、後見人等が選任され、選任の審判後の契約であり、後見人等が、代理や同意をしていない場合は取消することができます。この取消権は、クーリングオフ期間が過ぎていても関係なく取消しができますので、悪質商法の対策には、強力な武器になります。

### (3) 知的障害等を持つ成年の子の親亡き後

知的障害等、判断能力の不十分な子を持つ親が子供の将来を考えると成年後見制度も選択肢の一つとして覚えておいてほしいものです。

親が生存中は、親が後見人等になっておくと、両親が亡くなった時には、職権で新たな後見人が家庭裁判所で選任され、知的障害等を持つ子に対する後見等は継続されます。もし、それでも不安があるなら、財産の分割について遺言を遺し、はじめから複数の後見人を選任しておけば、共同でしていた後見人等が、親が亡くなった後もその事務を継続することができますと思います。

### (4) 老後の自分の生活のために

自分が判断能力の低下した場合の財産管理について考える場合は、判断能力のあるうちに、任意後見制度と遺言を活用するのがいいでしょう。

任意後見制度を活用し、自分が信頼している方と後見契約をし、判断能力の低下した後をお願いしたり、判断能力が低下する前にも、任意代理契約を同時にしておけば、能力低下前でも法律行為の代理をお願いすることができます。また、同時に遺言を公正証書でしておくと、死後の遺産分割等についても自分で考えることができ、能力低下後のみだけでなく死後の不安も解消できることでしょう。

その他にも、成年後見制度が活用できる場合はもっともっとあると思います。老後に判断能力がなくなっても自分はこんな風に生きていきたい、自分の親や子供には活用できるのか等、疑問が生じるかと思えます。そんなときには、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会等に相談するようおすすめします。

## 2月のねだん・くらしにかかる主なもの (県職員価格調査から)

(この調査は毎月10日に実施しています。)

区分	品目	規格・量目等	平均価格(円)	前月比(%)	売られていた値段(円)	前年同月平均価格(円)
食	うるち米	5kg国内産精米単一品種コシヒカリ	1,908	100.1	1,780～2,380	2,020
	キャベツ	普通品 1kg	135	80.8	80～203	108
	ほうれんそう	普通品 1kg	439	85.1	276～640	466
	トマト	普通品 1kg	527	84.6	284～767	508
	牛肉	100gコース国産(銘柄牛を除く)	656	101.4	450～928	636
品	牛肉(米国産)	100gコース 米国産	—	—	—～—	—
	牛肉(オーストラリア産)	100gコース オーストラリア産	299	—	299～299	340
	鶏肉	ブロイラー もも肉 100g	122	100.0	78～178	114
	豚肉	100gコース	231	101.8	178～350	228
石油製品	プロパンガス	一般家庭用10m <sup>3</sup>	6,972	101.6	6,125～7,980	6,441
	灯油	配達価格18ℓ	1,933	99.8	1,800～2,000	1,538
	ガソリン	現金売りレギュラー 1ℓ	157	100.0	150～161	134
日用雑貨	紙おむつ	乳幼児用Mサイズ50～60枚入り	1,312	99.2	1,080～1,398	1,303
	トイレットペーパー	古紙114mm×55mm～65mm 12ロール入り1袋	360	106.8	258～598	338
	ティッシュペーパー	400枚(200組)入り5箱組	333	97.4	268～480	320

(注)「売られていた値段」は、県職員が価格調査を実施した店舗で売られていた価格帯です。  
物価に関するお問合せやご相談は、愛媛県庁県民生活課(089-921-0631)へお気軽にお寄せ下さい。

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課

(〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2) 089-921-0631 (兼FAX)

愛媛県消費生活センター(〒791-8014 松山市山越町450番地) 089-926-2603